

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱

平成13年4月1日	文部科学大臣裁定
(平成14年3月27日)	一部改正
(平成16年4月1日)	一部改正
(平成18年3月9日)	一部改正
(平成18年7月28日)	一部改正
(平成19年8月10日)	一部改正
(平成21年3月30日)	一部改正
(平成21年6月2日)	一部改正

(通則)

第1条 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）の定めによるものほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、私立の高等学校（第1号に掲げる高機能化整備にあっては普通科に限る。）、中等教育学校（第1号に掲げる高機能化整備にあっては後期課程の普通科に限る。）、中学校、小学校、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人が次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助することにより、高等学校等の教育の充実と質的向上を図ることを目的とする。

一 高機能化整備事業

学校法人が設置する高等学校等における教育内容・方法等の改善のために行う校舎の改造工事及びこれに伴い必要となる教育装置の整備事業。

二 防災機能強化施設整備事業

学校法人が設置する高等学校等における防災機能の強化（耐震補強工事）及び安全管理対策のための施設整備事業。

三 エコキャンパス推進事業

低炭素社会の実現に向けて、学校法人が設置する高等学校等における環境に配慮した学校施設整備の推進を図るための整備事業。

2 前項の事業内容、補助対象経費、補助対象限度額は別表のとおりとする。

(補助の対象事業等)

第3条 文部科学大臣は、学校法人に対し、当該学校法人の設置する高等学校等が、前条第1項に掲げる補助事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 次の各号に該当する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、以下の各号に

について、学校法人の設置する特定の高等学校等についてのみ該当する場合は、当該高等学校等部分についてのみ交付しないことができる。

- 一 文部科学省の「私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助に限る）」又は都道府県の経常費補助金において、前年度に不交付又は減額等の措置を受けたものの並びに当該年度にこれらの措置を受けるもの。
- 二 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているもの。
- 三 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でないもの。
- 四 補助を受ける高等学校等の教育条件又は学校法人等の管理・運営が適正を欠くもの。

（補助事業に要する経費）

第4条 補助事業に要する経費は、補助金の交付を決定する年度中に実施される高等学校等の改造工事及び改修工事と一体的に整備を行う場合の設備の購入に必要な経費とする。

（補助事業の完了）

第5条 補助事業は、補助金の交付決定を受けた月の属する年度中に完了しなければならない。

（申請手続）

第6条 学校法人は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による補助金交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付の決定をするものとする。

（交付決定の通知）

第8条 都道府県知事は、前条により補助金の交付の決定がなされたときは、その決定の内容及びこれに付された条件を学校法人に対して通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 学校法人は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までに、その旨を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による書面を受理したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第10条 補助金の交付を受けた学校法人（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を遂行するための契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果を挙げるよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(事業計画変更の承認)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式第2による内容変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別に通知する軽微な変更については、この限りではない。
- 2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、都道府県知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第3による状況報告書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による状況報告書を受理したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第4の実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第16条 都道府県知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第17条 文部科学大臣は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更する

ことができる。

- (1) 補助事業者が、法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の处分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文部科学大臣は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、文部科学大臣はその収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第19条 令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文科学部大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業についての收支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の支出簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(書類の経由)

第21条 この要綱で規定する文部科学大臣に対して行う申請又は報告は、都道府県知事を経由して行うものとする。

(その他)

第22条 この要綱は、平成21年4月1日以後に交付を決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱中、高等学校には、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第20条第1項に規定する公私協力学校を含まないものとする。

別 表

	事業内容	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 施 設 高 機 能 化 整 備 事 業	1. 教育の情報化に関連した教室等の改造工事 2. 特別教室及び多目的室、図書室の整備 3. 校舎等のバリアフリー化整備 4. カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	工事費、実施設計費（工事費の1%を限度とする。）及び教育設備（私立高等学校等IT教育設備整備推進事業の対象設備を除く）の購入に要する経費の合計額とする。	1学校あたり1,000万円以上2億円以下（ただしカウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については、下限を400万円とし、私立高等学校等IT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円）とする。	1/3 以内
	5. 地上デジタル放送視聴のために必要な設置工事を伴うアンテナ設備等の整備		1学校あたり2億円以下	1/2 以内
2 防 災 機 能 強 化 施 設 整 備 事 業	1. 耐震補強工事及び付帯工事 2. 安全管理対策（防犯対策及びアスベスト対策）のための施設工事	工事費、実施設計費（工事費の1%を限度とする。）、耐震診断に要する経費及び安全管理対策設備の購入に要する経費の合計額とする。	耐震補強工事及び安全管理対策（防犯対策）については、1学校あたり400万円以上2億円以下とする。 安全管理対策（アスベスト対策）については、上限・下限はないものとする。	小・中学校をはじめとする施設で地震による倒壊の危険性が高いものの耐震補強工事及び付帯工事 1/2以内 (財政力の低い学校法人を優先) 上記以外 1/3 以内
3 エ コ キ ャ ン パ ス 推 進 事 業	1. 温室効果ガス排出抑制のための建物改造及び太陽光発電導入等工事 2. 温室効果ガス吸収のための緑化推進（建物緑化、グラウンド芝生化、屋外緑化）及び内装木質化改造等工事	工事費、実施設計費（工事費の1%を限度とする。）に要する経費とする。	1学校あたり1,000万円以上2億円以下とする。（ただし、緑化推進については、別枠とし、建物緑化、屋外緑化については、それぞれ500万円以上1,000万円以下とする。また、グラウンド芝生化については、2,000万円以上9,000万円以下とし原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り等を一体的に整備するものとする。）	1/3 以内